

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222

専業主婦の皆さん！ご存知ですか
第3号被保険者である奥様へ
厚生年金や共済年金などに加入するご主人に扶養されている奥様は、国民年金の第3号被保険者です。保険料はご主人の年金制度が負担しますので、奥様の名前で個別に納める必要はありません。
しかし、ご主人の定年退職や仕事を辞めた場合に注意が必要です。
変更手続きが必要な場合があります
第3号被保険者の立場はご主人あつてのもの。例えばご主人が60歳で定年退職した場合、年金受給権があるご主人は年金に加入する必要がなくなります。しかし、奥様が60歳に満たない場合は、第3号から第1号被保険者への変更手続きをして保険料を納めなければなりません。
専業主婦の方が手続きを忘れがち
専業主婦の奥様の場合、この変更手続きを忘れがちです。ご主人の定年だけではなく、ご主人が仕事を辞めたときも、ご主人の国民年金への加入届けと共に、奥様は第3号から第1号への変更届を役場窓口へ提出しましょう。

10月15日～10月31日

秋の火災予防運動

- サイレン吹鳴
10月15日～10月21日 午後7時00分
 - 消防車による町内広報
10月15日～10月31日
 - 消防車による防火呼び掛け
10月15日(土) 午後1時00分
 - 防火パークゴルフ大会
10月16日(日) 午前9時00分
- お知らせ ●●●●●
- 今年の6月より全ての住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
町内の電気店で取り扱っています。



平成23年度 行政書士制度広報月間

9月1日(木)～10月31日(月)

< 取組みの重点 >

- 権利義務関係業務
- 事実証明関係業務
- 知的資産に関わる業務
- 建設業法関係業務
- 農地法関係業務
- 運輸交通関係法に関わる業務
- 風俗営業関係法に関わる業務
- 入国管理関係法に関わる業務
- 開発行為に関わる業務
- 公有地等に関わる業務
- 社会貢献
ア ADR分野
イ 青年後見分野

問い合わせ先
北海道行政書士会 ☎011 - 221 - 1221

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **705円**

効力発生年月日 平成23年10月6日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」)で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

大規模な(1ヘクタール以上の売買)土地取引には届け出が必要です

1ヘクタール以上の土地取引を行った場合、買い主は、契約の締結した日を含め2週間以内に土地の所在する市役所、町村役場に土地の利用目的などの届け出が必要となります。

届け出を行う人	買い主のみ
届け出の期間	契約締結日を含め2週間以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 1部(4部複写) 土地売買契約書(写し) 3部 位置図 3部 地積図 3部 森林林班図 1部(任意・土地が森林の場合、参考資料として提出) 森林調査簿 1部(任意・土地が森林の場合、参考資料として提出)

問い合わせ先
役場地域振興グループ ☎76 - 2151 (内線242)

10月は、町道民税第3期 国保税第5期の納付月です

納付期限は**10月31日(月)**

口座振替をご利用の方は引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 ☎76 - 2151 税務担当(内線220・221)
収納担当(内線218)

公衆浴場営業時間の変更について

公衆浴場の利用状況調査のために、下記の期間中の営業時間を変更しますので、お知らせいたします。

< 変更期間 >
平成23年11月1日～平成24年3月31日

< 営業時間 >
午後3時～午後9時

問い合わせ先 住民生活課環境衛生担当
☎76 - 2151 (内線215)

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

津別町の豊富な森林資源を活かし、化石燃料の代替による二酸化炭素の追加的排出の伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多面的機能の向上及び資源の地産地消による地域資源循環システムの構築を目的に、木質ペレットストーブを購入する方に対し、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
町税を滞納していない方
平成24年3月31日までに購入し、設置できる方
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額等

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の2分の1以内(千円未満は切り捨て)で、1台20万円を限度とします。
平成23年度は、5台の補助を予定しています(町の予算枠を満了し次第、締め切りとなります)

補助の申請書類

補助金等交付申請書
経費の内訳が明記されている見積書の写し
ペレットストーブ設置位図及び平面図
町長が発行する納税証明書
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。
町による現地確認調査を実施します。
補助金の交付は、現地調査後となります。
その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

お問い合わせ・申請先 役場産業課林政担当 ☎76 - 2151 (内線259)